

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2009-543077

(P2009-543077A)

(43) 公表日 平成21年12月3日(2009.12.3)

(51) Int.Cl.
G01F 19/00 (2006.01)

F I
G O I F 19/00 C

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2009-518683 (P2009-518683)
 (86) (22) 出願日 平成19年7月11日 (2007.7.11)
 (85) 翻訳文提出日 平成21年1月27日 (2009.1.27)
 (86) 国際出願番号 PCT/AU2007/000961
 (87) 国際公開番号 W02008/006158
 (87) 国際公開日 平成20年1月17日 (2008.1.17)
 (31) 優先権主張番号 2006903731
 (32) 優先日 平成18年7月11日 (2006.7.11)
 (33) 優先権主張国 オーストラリア (AU)

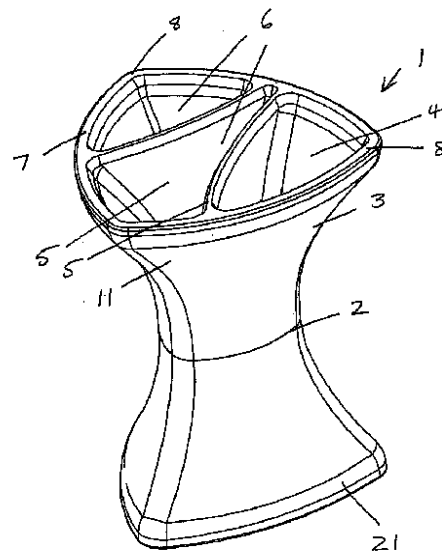
(71) 出願人 509013323
 ハワード シルバーズ アンド サンズ
 プロプライエタリー リミテッド
 HOWARD SILVERS & SO
 NS PTY LTD
 オーストラリア国 2067 ニューサウ
 スウェールズ州 チャッツウッド ギッベ
 ス ストリート 12ユー/175
 (74) 代理人 100068755
 弁理士 恩田 博宣
 (74) 代理人 100105957
 弁理士 恩田 誠
 (74) 代理人 100142907
 弁理士 本田 淳

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 計量器

(57) 【要約】

的確な量の液体を計量及び分配する計量器システムは、基部と少なくとも1つの壁部とを含む第1計量器を備え、前記壁部は、前記基部から上方に延びることにより内部腔を区画し、前記内部腔は、2つ以上の分割腔に分割されるとともに、その頂部において開口する。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

的確な量の流体を計量及び分配する計量器システムにおいて、
 基部と1つ以上の壁部とを含む第1計量器を備え、
 前記壁部は、前記基部から上方に延びることにより内部腔を区画し、
 前記内部腔は、2つ以上の分割腔に分割されるとともに、その頂部において開口する計量器システム。

【請求項 2】

請求項1に記載の計量器システムにおいて、
 前記基部は、前記第1計量器が取外し可能に第2計量器に取付けられることを許容する取付け具を備える計量器システム

10

【請求項 3】

請求項2に記載の計量器システムにおいて、
 前記第1計量器と前記第2計量器との間に、延長ハンドルが配置される計量器システム

【請求項 4】

請求項3に記載の計量器システムにおいて、
 前記延長ハンドルは、3つ以上の計量器に取外し可能に取付けられる計量器システム。

【請求項 5】

請求項1～4のいずれか一項に記載の計量器システムにおいて、
 前記第1計量器は、3つ以上の分割された内部分割腔を備える計量器システム。

20

【請求項 6】

請求項2～5のいずれか一項に記載の計量器システムにおいて、
 前記第1計量器及び前記第2計量器は、3つ以上の分割された内部分割腔を備える計量器システム。

【請求項 7】

請求項1～6のいずれか一項に記載の計量器システムにおいて、
 前記分割腔は、特定、且つ異なる量の液体を計量及び保持するように設計される計量器システム。

【発明の詳細な説明】

30

【技術分野】

【0001】

本発明は、流体を計量及び分配する計量器、特にアルコール飲料を計量及び分配する計量器に関する。

【背景技術】

【0002】

バー、レストランと自宅とのどちらにおいても、正確な量のアルコールを的確、且つ容易に計量及び分配、又は他の容器に移すために、計量器又は度量器具が用いられる。数種のアルコールを用いて混合物が作られてミックスドリンク又はカクテルが作られる際に、上述の計量器が特に重要である。この場合は通常、ミックスドリンクを作る際に要求される少量又は多量のアルコールを的確に計量及び分配するためには、互いに異なる複数の計量装置が必要となる。

40

【0003】

種々の正確な量のアルコールを計量及び分配する容易な方法を提供することが重要である。アルコールの不的確な計量と移し換えとに起因して、ミックスドリンクとカクテルとのアルコール割合が不正確になり、こうしたアルコール割合の不正確さにより、ドリンクの味に悪い影響を与えることのみならず、消費者に対して危険を生ずる可能性もある。

【発明の概要】

【0004】

的確な量の流体を計量及び分配する計量器システムが開示され、この計量器システムは

50

、基部と1つ以上の壁部とを含む第1計量器を備え、前記壁部は、前記基部から上方に延びることにより内部腔を区画し、前記内部腔は、2つ以上の分割腔に分割されるとともに、その頂部において開口している。

【0005】

1つの形態では、前記基部は、前記第1計量器が取外し可能に第2計量器に取付けられることを許容する取付け具を備える。

1つの形態では、前記第1計量器と前記第2計量器との間に、延長ハンドルがこれら計量器にそれぞれ取付け具により配置される。

【0006】

1つの形態では、前記延長ハンドルは、3つ以上の計量器に取外し可能に取付けられる。

10

1つの形態では、前記第1計量器は、3つ以上の分割された内部分割腔を備える。

【0007】

1つの形態では、前記第1計量器及び前記第2計量器は、それぞれ3つ以上の分割された内部分割腔を備える。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】第1の計量器システムの上面斜視図。

【図2】図1における計量器システムの底面斜視図。

【図3】図1における計量器システムの平面図。

20

【図4】図1における計量器システムの底面図。

【図5】図1における計量器システムの側面図。

【図6】第2の計量器システムの側面図。

【図7】図6における計量器システムの上面斜視図。

【図8】第1計量器の取付け具を示す拡大図。

【図9】第2の計量器システムの取付け具の拡大図。

【図10】計量器システムの別の形態の分解底面斜視図。

【発明を実施するための形態】

【0009】

これら図面に、正確な体積の液体を計量及び分配するための計量器システム1が示されている。計量器システム1の第1計量器11は、基部2と1つ以上の壁部3とを備えており、壁部3は、内部腔4を区画するように設計されている。この内部腔4は、内部壁5により複数の分割腔6に分割されている。各分割腔6は、的確な特定量の液体を保持するように設計されている。各分割腔6により保持される液体の体積は、他の分割腔とは異なるが、これら分割腔6により保持される液体の量は等しくなってもよい。第1計量器11は、その頂部において開口しており、これにより、使用者が分割腔6からグラス又は他の容器に液体を注ぐことができる。

30

【0010】

内部壁5は、基部2から上方に延びて各分割腔6を隔離している。

計量器11の縁部7は、内部腔4の頂部の周りに延びており、液体を容易に注出可能に形成されている。この縁部7は、三角形、丸みを帯びた三角形、菱形、正方形、長方形又は扇形のいずれかに形成される。これら分割腔6は、各分割腔6が先細の注出縁部8を有するように配置されている。注出縁部8により、液体を任意の分割腔6からこぼすことなく分配することが可能となる。

40

【0011】

図8及び図9に示されるように、基部2は取付け具10を更に備えており、この取付け具10は、第1計量器11が他の物品に取付け可能になるように形成されている。取付け具10は、差込みピン又はねじ係合部材や、抵抗嵌合又は他の取付けシステムを含むことができる。図10に示されるように、取付け具10により、第2計量器21が計量器1に取付けられることが可能である。第2計量器21は、分割腔を有しない1つの内部腔を備

50

えることができる。また、第2計量器21は、第1計量器11と異なる大きさを有することが可能である。

【0012】

なお、第2計量器21は、内部が2つ以上の分割腔に分割された計量器からなることも可能である。

1つの形態では、それら分割腔は、5mLと60mLとの間の複数の体積の液体の組合せを保持するように設計されている。例えば、1つの計量器が5mL、10mL、及び15mL、総計30mLの液体を保持するように設計されることが可能である。別の計量器が5mL、10mL、25mL及び50mLの液体を保持するように設計されることが可能である。一部の市場のために、計量器が2oz、3/4oz、1/2oz、1/4oz及び1/8ozの液体を保持するように設計されてもよい。特定の区域における使用のため、計量器は、多数の分割腔を有するように設計される。体積を示す数字が各分割腔に成形、接着又は結合されることも可能である。

10

【0013】

上述の計量器システムが飲料を混合するために使用される際、それら計量器1、21の組合せにより、使用者は、種類の異なるアルコール、又は量の異なるアルコールを簡単に切替えることができる。更に、各計量器は、異なる区域の異なる制度又は法定基準の要求を満たすように、容易に交換、又は他の計量器装置に連結されることが可能である。

【0014】

取付け具及びハンドルにより結合された3つ、4つ又は任意整数個の計量器の結合体を実施可能であることを認めることができる。

20

図11に示されるように、第1計量器11における取付け具10は、更にハンドル12を第1計量器11に取付けるために使用されることが可能である。ハンドル12は、第2計量器31が同ハンドル12に取付けられることを許容するハンドル取付け具(図示しない)を含む。これら第1計量器11、第2計量器31及びハンドル12の結合体により、使用者が計量器の容積及びアルコールの種類を容易に切替えることができる。また、同結合体により、使用者が液体を計量及び分配する際に計量器システム1を容易に保持することができる。

【0015】

上述の計量器システム1は、プラスチック、金属又は他の成形可能な材料、或いはこれらの組合せにより構成される。

30

上述した内容及び以下の請求項において、明確な言葉又は必要な含蓄表現により文脈が他の解釈を要求する場合を除いて、「構成」という言葉及びその語尾変化は、「含む」という意味であり、即ち、特徴部分の存在を示す意味であり、種々の実施形態における他の特徴部分の存在又は追加を排除する意味ではない。

【0016】

上述したシステム及び以下の請求項の内容において限定されるシステムについて、変形又は変更を行うことができる。

【 図 1 】

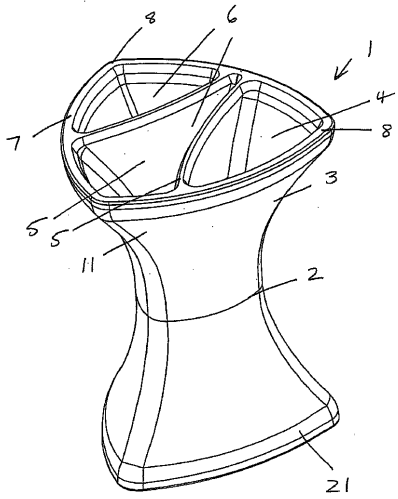


FIGURE 1

【 図 2 】

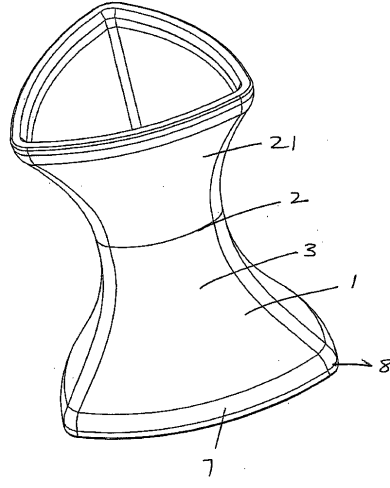


FIGURE 2

【 図 3 】

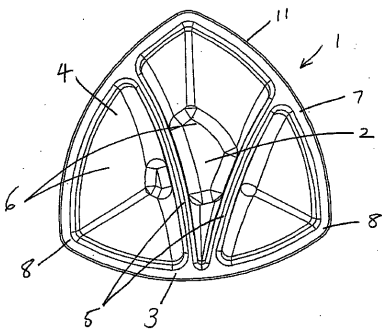


FIGURE 3

【 図 4 】

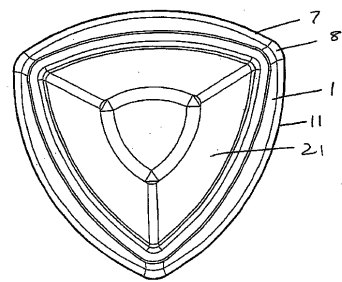


FIGURE 4

【 図 5 】

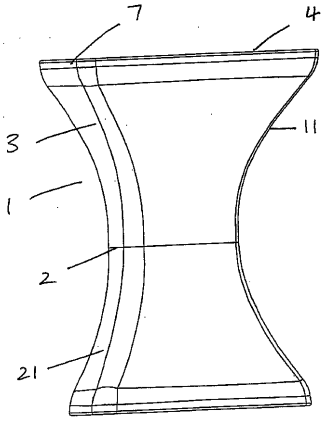


FIGURE 5

【 図 6 】

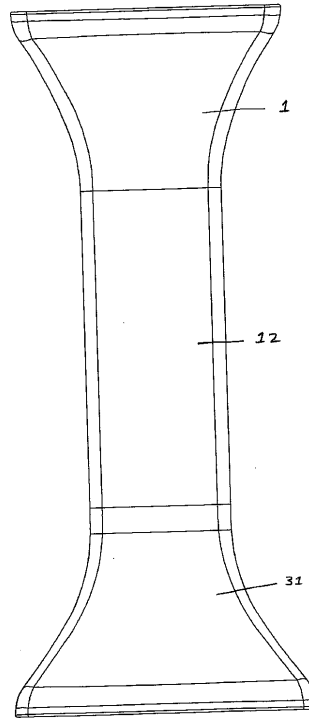


FIGURE 6

【 図 7 】

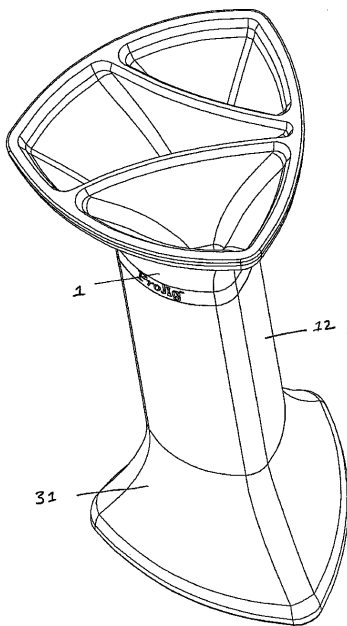


FIGURE 7

【 図 8 】

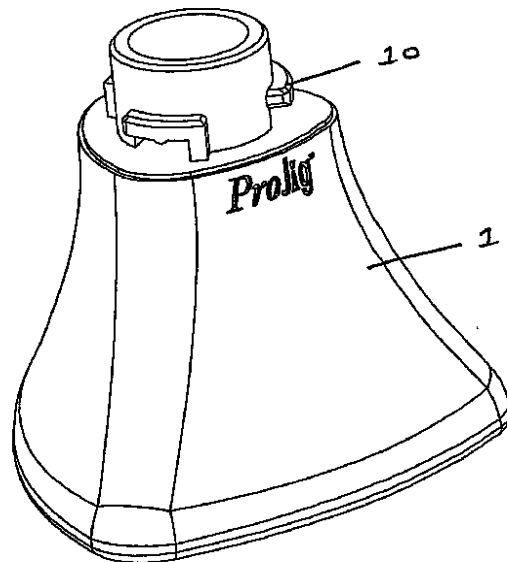


FIGURE 8

【図 9】

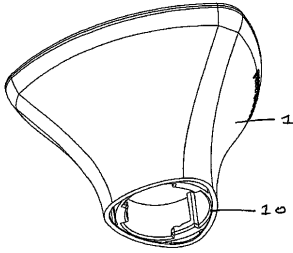


FIGURE 9

【図 10】

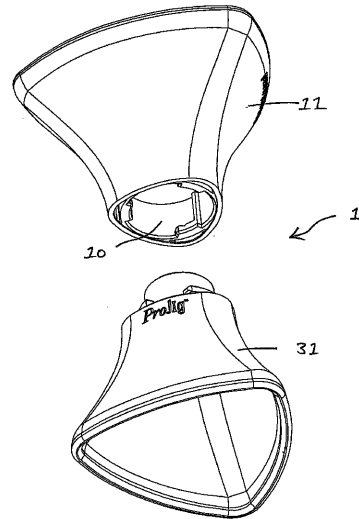


FIGURE 10

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月28日(2008.5.28)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

的確な量の流体を計量及び分配する計量器システムにおいて、
 基部と1つ以上の壁部とを含む第1計量器を備え、
 前記壁部は、前記基部から上方に延びることにより内部腔を区画し、
 前記内部腔は、2つ以上の分割腔に分割されるとともに、その頂部において開口し、
 各前記分割腔は、所定量の流体を的確に計量するように設計される計量器システム。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の計量器システムにおいて、
 前記基部は、前記第1計量器が取外し可能に第2計量器に取付けられることを許容する
 取付け具を備える計量器システム

【請求項 3】

請求項 2 に記載の計量器システムにおいて、
 前記第1計量器と前記第2計量器との間に、延長ハンドルが配置される計量器システム

【請求項 4】

請求項 3 に記載の計量器システムにおいて、
 前記延長ハンドルは、3つ以上の計量器に取外し可能に取付けられる計量器システム。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の計量器システムにおいて、
前記第 1 計量器は、3 つ以上の分割された内部分割腔を備える計量器システム。

【請求項 6】

請求項 2 ~ 5 のいずれか一項に記載の計量器システムにおいて、
前記第 1 計量器及び前記第 2 計量器は、3 つ以上の分割された内部分割腔を備える計量器システム。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の計量器システムにおいて、
前記分割腔は、特定、且つ異なる量の液体を計量及び保持するように設計される計量器システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

的確な量の流体を計量及び分配する計量器システムが開示され、この計量器システムは、基部と 1 つ以上の壁部とを含む第 1 計量器を備え、前記壁部は、前記基部から上方に延びることにより内部腔を区画し、前記内部腔は、2 つ以上の分割腔に分割されるとともに、その頂部において開口し、各前記分割腔は、所定量の流体を的確に計量するように設計される。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/AU2007/000961
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
Int. Cl.		
G01F 19/00 (2006.01) A47J 43/28 (2006.01)		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) DWPI, A47J 43/28 G01F 19/00 key words SPIRIT+, ALCOHOL+, JIGG+, LIQUOR+, MEASUR+, METER+, QUANTIT+, M DRINK+, COCKTAIL+, SHOT+, MCAVIT+, DIVI+, PART+, CHAMBER+, SECTION+, SEGMENT+, VOLUME+,		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 5445023 A (REED) 29 August 1995 Whole document (please refer to figs 1-6B)	1, 5, 7
X	US 2004/0195118 A (GORALNIK) 7 October 2004 Whole document (Please refer to figs 1 & 2)	1, 5, 7
P,A	US D534037 S (OAS) 26 December 2006 Whole document	1-7
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 15 August 2007		Date of mailing of the international search report 22 AUG 2007
Name and mailing address of the ISA/AU AUSTRALIAN PATENT OFFICE PO BOX 200, WODEN ACT 2606, AUSTRALIA E-mail address: pct@ipaaustralia.gov.au Facsimile No. (02) 6285 3929		Authorized officer SARAVANAMUTHU PONNAMPALAM AUSTRALIAN PATENT OFFICE (ISO 9001 Quality Certified Service) Telephone No : (02) 6283 2070

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/AU2007/000961

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US D22768 (DUNGAN) 5 September 1893 Whole document	I-7

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No.

PCT/AU2007/000961

This Annex lists the known "A" publication level patent family members relating to the patent documents cited in the above-mentioned international search report. The Australian Patent Office is in no way liable for these particulars which are merely given for the purpose of information.

Patent Document Cited in Search Report		Patent Family Member	
US	5445023	NONE	
US	2004195118	US	2002108953
<p>Due to data integration issues this family listing may not include 10 digit Australian applications filed since May 2001.</p> <p style="text-align: right;">END OF ANNEX</p>			

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW

(74)代理人 100149641

弁理士 池上 美穂

(72)発明者 シルバース、マイケル

オーストラリア国 2067 ニューサウスウェールズ州 チャッツウッド ギッベス ストリート 12ユー/175